

## 日本放射光学会旅費支給規程

平成 30 年 7 月 14 日制定

第 1 条 評議員会、幹事会、特別委員会、常置委員会、日本放射光学会が実施する講習会と研究会での用務のために出張する際の旅費の支給については、本規程の定めるところによる。

第 2 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は鉄道旅行について、船賃は水路旅行について、又航空賃は航空旅行についてそれぞれ路程に応じ旅客運賃等によって支給する。

3 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について実費額により支給する。

第 3 条 旅費は、順路に従い最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第 4 条 当該出張に対し、日本放射光学会以外の団体等がその旅費の一部または全部を負担する場合は、旅費の一部または全部を支給しない。

第 5 条 鉄道賃は、出張者の勤務先に最も近い JR 駅と用務地に最も近い JR 駅間の往復にかかる乗車する日の料金（以下「当日料金」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、用務地の最寄りに JR 以外の公共交通機関駅がある場合は、出張者の勤務先に最も近い JR 駅と用務地に最も近い JR 以外の公共交通機関駅間の往復にかかる当日料金を支給する。

3 鉄道賃としては、乗車に要する運賃、特別急行料金または急行料金、座席指定料金を支給する。

第 6 条 船賃は、1 等の当日料金を支給する。

第 7 条 航空賃は、現に支払う最下級の旅客運賃を支給する。

第 8 条 車賃は、公共交通機関利用の限りで当日料金を支給する。

第 9 条 宿泊料は、用務の遂行に必要と認められる場合に限り、13,000 円の上限を超えない範囲で現に支払う宿泊料を支給する。

第 10 条 本規程の改正は、評議員会において行う。

附則 本規程は、平成 30 年 7 月 14 日よりこれを施行する。